

## ◎電波法の一部を改正する法律

(平成二〇年五月三〇日法律第五〇号)

### 一、提案理由(平成二〇年四月一〇日・衆議院総務委員会)

○増田国務大臣 電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国のあらゆる社会経済活動の基盤として電波利用の拡大が進む中、有限かつ希少な電波の有効利用の重要性はますます高まっております。そこで、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料についてその使途の範囲及び料額を見直すとともに、柔軟な電波利用の実現のために無線局の運用の特例を追加する等の必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、電波利用料の使途として、電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の技術基準を定めるために行う国際機関等との連絡調整の事務を例示として追加するとともに、携帯電話や地上デジタル放送などの無線通信を利用できない地域において必要最小の空中線電力によるその利用を可能と

するために行われる設備の整備のための補助金の交付対象の拡大等を行うこととしております。

第二に、免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行うこととしております。

第三に、国等について、電波利用料の徴収に関する規定を適用することとともに、特定の無線局の免許人等については、その規定を適用除外とし、または納めなければならない電波利用料の金額を減額することとしております。

第四に、電波利用料を納付しようとする者は、一定の要件を満たす者として総務大臣が指定する者に納付を委託することができるようにする納付委託制度を整備することとしております。

第五に、携帯電話の超小型基地局等の無線局について、一定の要件のもとで、免許人以外の者に当該無線局の簡易な操作による運用を行わせることができるようにする制度を整備することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、電波利用料の使途の範囲の見直しに関する改正規定は公布の日から、電波利用料の納付委託制度の整備に関する改正規定

は公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

## 二、衆議院総務委員長報告(平成二〇年四月一七日)

○今井宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、電波の有効利用を推進する観点から、電波利用料についてその用途の範囲及び料額を見直すとともに、携帯電話の超小型基地局等の無線局について、免許人以外の者に当該無線局の簡易な操作による運用を行わせることができるようにする制度を整備するものであります。

本案は、去る四月三日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、去る十日増田総務大臣から提案理由の説明を聴取し、翌十一日から質疑に入りました。本日、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の四党派共同により修正案が提出されました。

電波法の一部を改正する法律

修正案の主な内容は、電波利用料の用途に関し、研究開発の事務の対象の限定、電波に関するリテラシーの向上に関する事務の追加、用途に関する資料の公表等であります。

修正案の趣旨説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して質疑を行い、質疑を終局した後、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。  
以上、御報告を申し上げます。

## ○委員会修正の提案理由(平成二〇年四月一七日)

○原口委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表いたしましたして、その提出の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

この修正案は、委員会における審査等を通じて明らかになった問題を踏まえ、各党間の協議により取りまとめたものでございます。

その内容は、第一に、電波監理審議会の諮問に関する事項であります。

現行法では、電波監理審議会への諮問は、総務大臣が免許等を「しようとするとき」と規定されており、総務省が策定した

案を電波監理審議会に諮問しております。

本修正案は、免許等の手続の透明性を高めるため、総務大臣は、案の策定前においても電波監理審議会に諮問することができるとするものであります。

第二に、電波利用料の用途に関する事項であります。

現行法では、電波利用料の用途につきましては、その他事務として、法律に明示されていない事務も実施されており、また、研究開発事務につきましては、広く、電波のより能率的な利用に資する技術に関する研究開発を対象としております。

本修正案は、電波利用料の用途をすべて法律に明記し、その対象を明確にするとともに、研究開発事務の対象を、周波数を効率的に利用する技術等に関する研究開発であつて技術基準の策定に向けて実施されるものに限定するものであります。

また、本修正案では、電波に関するリテラシーの重要性にかんがみ、新たに、電波利用料の用途として、電波に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助を追加するとともに、情報公開に資するため、研究開発の成果その他の電波利用料の用途として実施される事務の実施状況に関する資料の公表に関する規定を設けることとしております。

第三に、電波利用料に関する検討規定の追加に関する事項であります。

本修正案では、政府は、少なくとも三年ごとに、電波利用料の徴収等の規定の施行状況について電波利用料の適正性の確保の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨規定することとしております。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年四月一七日)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 電波利用料の負担については、受益と負担の関係を一層明確化していくことにより、無線局免許人等からの理解が十分得られるようにするとともに、電波の経済的価値について、より適正な反映に努めること。また、電波利用共益費用の規模が年々増加していることにかんがみ、用途の必要性、効果等を十分検証するとともに、その適正化に努めること。さらに、電波利用料の歳入歳出差額の累積が相当額になっていることから、今後、料額の算定に当たっては、このことも考慮すること。

二 地上テレビジョン放送事業者については、放送の完全デジ

タル化に伴い、投資の負担が軽減の方向にある一方で、電波利用料の使途である特定周波数変更対策業務にかかる支出の終了が予定されていることから、その負担する電波利用料について、放送の公共性、使用帯域幅等を総合的に勘案して、抜本的に見直すこと。

三 今回の改正後も引き続き電波利用料が減免される国の無線局については、電波の有効利用が図られていることを検証すること。検証の結果、有効利用が十分に図られていない場合には、電波利用料の減免措置について見直すこと。

四 携帯電話サービスは、その普及台数が一億台を超える等、国民・社会生活において欠かせない社会基盤になっていることから、今回の改正で補助の対象が拡充される「携帯電話等エリア整備支援事業」を着実に執行し、携帯電話の不感地域の早期解消に努めること。

五 二〇一一年七月の地上放送の完全デジタル化に万全を期すため、今回の改正により新たな使途に追加された「地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業」を着実に執行し、デジタル放送が視聴できない地域の解消に一層努めること。また、受信側への対応について、経済的弱者等に対応するデジタル放送に対応した受信設備の購入支援、受信障害対策共聴施設の改修に対する支援及び国民の相談に応じる

電波法の一部を改正する法律

体制の更なる拡充を含め、アナログ放送終了に向けて必要な施策を早急に検討し、それを実施、支援するため、万全の措置を講ずること。

六 二〇一一年七月のアナログ放送終了に向け、国民に対する周知広報を放送事業者においても十分に行うようにするとともに、政府全体として取り組む体制の強化を早急に検討し、適切な時期に体制を構築すること。

七 いわゆる条件不利地域におけるブロードバンドのデジタルデバインドを解消するため、電波利用料の新たな使途として、無線等によるブロードバンドサービスへの支援について検討すること。

八 電波利用料を使った電波資源拡大のための研究開発や技術試験事務については、その成果の有効性を十分検証し、電波環境の改善に一層寄与するよう努めること。

九 電波の割り当て方法については、比較審査方式による審査過程の公平性・透明性をより一層徹底させることにより、電波の有効利用並びに新規参入の促進を図ること。

十 電波・放送行政の公正性及び中立性を確保するため、引き続き、電波・放送行政の在り方について検討すること。

### 三、参議院総務委員長報告(平成二〇年五月二三日)

○高嶋良充君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料についてその用途の範囲及び料額を見直すとともに、柔軟な電波利用の実現のために無線局の運用の特例を追加しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、電波監理審議会への諮問について見直しを行うとともに、電波利用料の用途について、その明確化、実施状況に関する資料の公表、電波についてのリテラシーの向上に関する事務の追加を行うほか、電波利用料に関する検討規定の追加等の修正が行われております。

委員会におきましては、電波利用料制度の透明性の確保、免許人等の理解を得られない電波利用料の支出の是正と用途の適正化に向けての対応、電波利用料の算定方法の在り方と公平負担の実現、地上放送の完全デジタル化へ向けての取組等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し十項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

#### ○附帯決議(平成二〇年五月二三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、電波利用料制度の在り方については、受益と負担の関係の一層の明確化、電波の経済的価値のより適正な反映、免許人間の負担の公平の確保及び詳細な歳入歳出状況の公表により、無線局免許人等からの理解を十分得られるようにすること。また、電波利用共益費用の規模が年々増加していることにかんがみ、用途の必要性、効果等を十分検証し、その適正化に努めるとともに、料額の算定に当たっては、電波利用料の歳入歳出差額の累積が相当額になつていことも考慮すること。

二、電波利用料は、電波利用共益事務の費用について、その受益者である無線局免許人等に負担を求めるものであることにかんがみ、現在、法令で認められている職員のためのレクリエーション費用はもとより、免許人等の理解が得られない支出については、早急にこれを是正し、適正化に向けて徹底を

図ること。

三、地上テレビジョン放送事業者については、放送の完全デジタル化に伴い、投資の負担が軽減の方向にある一方で、電波利用料の使途である特定周波数変更対策業務にかかる支出の終了が予定されていることから、その負担する電波利用料について、放送の公共性、使用帯域幅等を総合的に勘案して、抜本的に見直すこと。

四、引き続き電波利用料が減免される国等の無線局については、電波の利用状況の検証を行い、有効利用が十分に図られていない場合には、電波利用料の減免措置について見直すこと。

五、携帯電話サービスは、その普及台数が一億台を超える等、国民・社会生活において不可欠の社会基盤となつていることから、今回、補助の対象が拡充される「携帯電話等エリア整備支援事業」を着実に執行し、携帯電話の不感地域の早期解決に努めること。

六、地上放送の完全デジタル化に向け、「地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業」を着実に執行し、デジタル放送が視聴できない地域の解消に一層努めること。  
また、政府全体として責任ある取組体制を強化し、経済的弱者等に対する受信設備の購入支援、受信障害対策共聴施設の

電波法の一部を改正する法律

改修支援及び国民に対する周知広報・相談体制の更なる拡充等の施策について早急に検討を行い、万全の措置を講ずること。

七、いわゆる条件不利地域におけるブロードバンドのデジタル・デバイドを解消するため、電波利用料の新たな使途として、無線等によるブロードバンドサービスへの支援について検討すること。

八、電波利用料を使った電波資源拡大のための研究開発や技術試験事務については、その成果の有効性を十分検証し、電波環境の改善に一層寄与するよう努めること。

九、電波の割当方法については、審査過程の公平性・透明性をより一層徹底させることにより、電波の有効利用及び新規参入の促進を図ること。

十、電波・放送行政の公正性及び中立性を確保するため、引き続き、電波・放送行政の在り方について検討すること。  
右決議する。